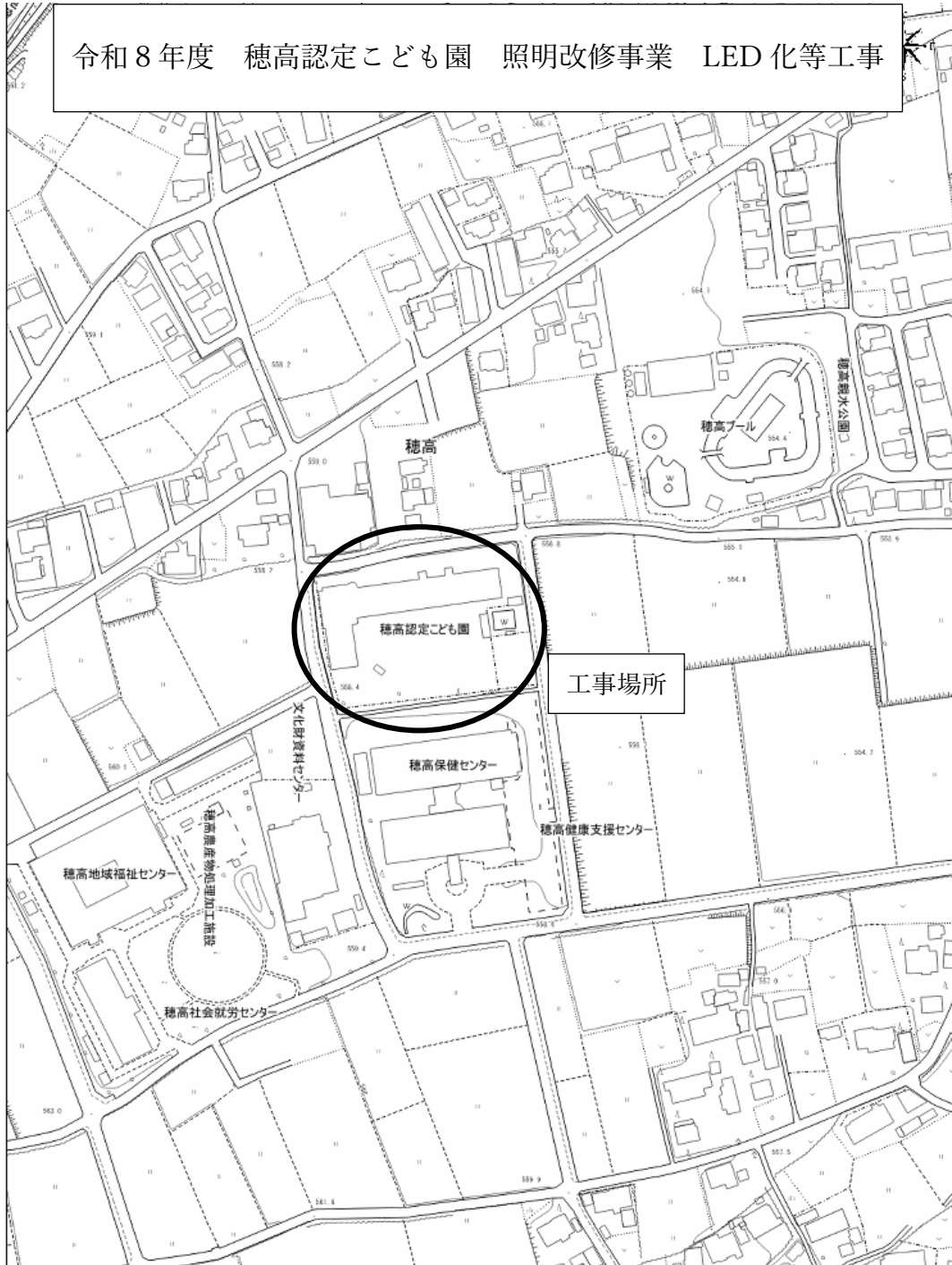


工事番号												(様式-1)			
工 事 名		令和8年度 穂高認定こども園照明改修事業 LED化等工事												金抜き設計書	
施 工 箇 所		安曇野市 穂高認定こども園													
設 計 大 要								施 工 方 法				請 負			
【工事概要】 穂高認定こども園のLED化等工事 ・施設の照明器具・誘導灯の更新(LED化) ・LED街路灯の設置 ・防犯カメラの設置								施 工 期 間				日 間			
								契 約 年 月 日				令和 年 月 日			
								竣 工 予 定 年 月 日				令和 8 年 11 月 4 日			
								契 約 保 証 方 法				金 銭 的 保 証			
								・別途指定する建設機械については排出ガス対策型の使用を原則とする。 ・この設計書で施工機械・仮設材の規格、調査条件等の記載及び「人、h、ℓ、%、日、時、工数、空m3、掛m2、日・回、日回、供用日、月」の単位により見積りのための参考数量を示したものは任意扱いです。したがって、内訳書の作成や契約を拘束するものではありません。ただし、指定した場合を除きます。							

位置図

令和8年度 穂高認定こども園 照明改修事業 LED化等工事



工 事 設 計 用 紙

番号	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	令和8年度 穂高認定こども園照明改修事業 LED化等工事						
I	電気設備工事		1.0	式			
	直接工事費計						
II	共通仮設費		1.0	式			
III	現場管理費		1.0	式			
IV	一般管理費		1.0	式			
	諸経費計						
	工事価格						
V	消費税相当額		1.0	式			
	総合計						

工 事 設 計 用 紙

番号	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
I	電気工事						
1	直接仮設工事		1.0	式			
2	照明器具更新工事		1.0	式			
3	照明器具撤去工事		1.0	式			
4	発生材処分費		1.0	式			
5	防犯カメラ設置工事		1.0	式			
	項目 計						

工 事 設 計 用 紙

番号	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
1	直接仮設工事						
	場内足場設置						
	ローリング足場	W=1.5m H=5.4m 3段 存置1か月	1.0	台			
	仕上養生	床	160.0	m ²			
	清掃・片付け		160.0	m ²			
	4 計						

工 事 設 計 用 紙

番号	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
2	照明器具更新工事						
	富士型(Hf32×2相当)		85.0	台			
	巾230mm (A)	6900lm 5000K					
	富士型(Hf32×1相当)		23.0	台			
	巾230mm (B)	3200lm 5000K					
	富士型(20×2相当)		4.0	台			
	巾230mm (C)	1600lm 5000K					
	富士型(FL40×2相当)		2.0	台			
	巾230mm 防雨・防湿型 (D)	5080lm 5000K					
	ベースダウンライト		3.0	台			
	埋込型(150φ) (E)	5000K					
	ベースダウンライト		2.0	台			
	埋込型(150φ)防雨型 (F)	5000K					
			2.0	カ所			
	リニューアルプレート (F)						
			1.0	台			
	和風シーリングライト (G)						
	ブラケット型(丸型)		1.0	台			
	防雨型 (H)						
	ウォールライト		7.0	台			
	防雨型 (I)						
			7.0	台			
	街路灯 (J)						
			3.0	台			
	避難口誘導灯 (K)						
		次頁につづく					

工事設計用紙

番号	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
2	照明器具更新工事	つづき					
	リニューアルプレート (K)		3.0	カ所			
	棚下灯 (L)		10.0	台			
	街路灯基礎 (J)		7.0	台			
	2 計						

工 事 設 計 用 紙

番号	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
3	照明器具撤去工事						
	富士型 32×2 (A)	FSS9-322相当	85.0	台			
	富士型 32×1 (B)	FSS9-321相当	23.0	台			
	富士型 20×1 (C)	FSS4-201相当	4.0	台			
	富士型 32×2(WP) (D)	FSS4-322相当	2.0	台			
	ダウンライト (E)	FDL13×1	3.0	台			
	ダウンライト (F)	FDL18×1	2.0	台			
	和風シーリングライト (G)		1.0	台			
	ブラケット型(丸型) 防雨型 (H)		1.0	台			
	ウォールライト 防雨型 (I)		7.0	台			
	避難口誘導灯 (K)		3.0	台			
	棚下灯 (L)		10.0	台			
	3 計						

工 事 設 計 用 紙

番号	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
4	発生材処分費						
	産業廃棄物		294.0	Kg			
	蛍光管(直管)	20W相当分	9.0	本			
	蛍光管(直管)	40W相当分	197.0	本			
	蛍光管(環状管)	10W～40W相当分	6.0	本			
	蛍光管(コンパクト型)	FDL13W	15.0	本			
	蛍光管(コンパクト型)	FDL18W	8.0	本			
	水銀灯運搬費		2.0	回			
	4 計						

工 事 設 計 用 紙

番号	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
5	防犯カメラ設置工事						
	ハレット型カメラワンケーブル	5MP IRLED	9.0	台			
	ジャンクションボックス		9.0	台			
	デジタルビデオレコーダー	16ch	1.0	台			
	内臓HDD	4TB	1.0	本			
	ラックマウント棚	スリット付 2U	1.0	台			
	ワイヤレスマウス		1.0	台			
	液晶モニター	21.5インチ	1.0	台			
	HDMケーブル	5m	1.0	本			
	同軸ケーブル	5C-FB	450.0	m			
	BNCプラグ		18.0	個			
	雑材料消耗品		1.0	式			
	配線工事		1.0	式			
		次頁につづく					

工 事 設 計 用 紙

番号	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
5	防犯カメラ設置工事	つづき					
	機器取付費		1.0	式			
	試験調整費		1.0	式			
	5 計						

現場説明書

安曇野市 総務部 財産管理課 施設経営担当

1. 件名（工事名称）

令和8年度 穂高認定こども園照明改修事業 LED化等工事

2. 工事場所： 安曇野市 穂高認定こども園

3. 工事概要： 穂高認定こども園のLED化等工事

- ・施設の照明器具・誘導灯の更新（LED化）
- ・LED街路灯の設置
- ・防犯カメラの設置

4. 工期： 契約日 から 令和8年11月4日

5. 一般事項について

(1) 現場説明会

本件の内容は、現場、入札心得、入札公告、特記仕様書、設計図書、安曇野市建築工事の手引等関連する仕様書類、長野県建設工事標準請負契約約款に基づき市が定める契約書（案）及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。

(2) 設計図書等に対する質問及び回答について

設計図書等に関する問い合わせは、「入札公告」記載のとおりとし、入札執行が完了するまでの間、本件に関しての面談又は電話（ただし、指定の問い合わせ先は除く。）等は一切認めない。

(3) 工事費内訳書の提出

入札時の工事費内訳書提出については「入札公告」による。

(4) 工事費内訳書記載数量は参考数量とする。

6. 本工事における特記事項

(1) 工事用地等

本工事に必要な用地は、以下のとおり。

使用目的	使用場所・面積
資材置場	敷地内
駐車場	同上敷地
現場事務所	同上敷地

(2) 排水への対応

本工事施工に伴う排水は、沈殿処理・Ph 管理等の各法令を守り、自然環境等へ悪影響を及ぼすことのないよう適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、

従前の機能を損なわないようにすること。ただし、周辺水路についての排水は、管理者と協議のうえ、同意を得ること。

- (3) 登園・降園時間の資材搬入及び工事は禁止とする。園児・教員及び施設の利用者の安全に対して十分配慮すること。
- (4) 園の運営に支障が出る工事については、原則休園日及び降園時間後に行うこと。契約後に提示する園の行事や施設の利用状況を確認し、施設管理者及び監督員と協議して工程を計画すること。
- (5) 工事着手前に事前のお知らせをおこなうこと。また看板等を設置して、工事内容の周知を行うこと。
- (6) 夜間、早朝及び休日での施工を実施する場合は監理者・監督員と打合せを行い、監理者・監督員の承諾を得たのちに、必要な場合は近隣への事前通達のうえ施工すること。
- (7) 周辺施設利用者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。
- (8) 感染症対策は十分に講じること。
- (9) 各官公庁手続きについて、
事前に監督員・監理者が申請書類等の内容確認をしてから提出すること。

(10) 残土関係

~~本工の施工において生じる発生土の処分については、下記の処分先を想定して処分費運搬費を計上している。~~

~~なお、受注者の都合による処分先の変更については、原則として設計変更しない。~~

○建設発生土

受入れ場所・仮置き場所	処分方法	運搬距離	特記事項

~~—— 距離指定の場合、残土運搬距離は設計変更の対象とする。——~~

- (11) この工事は執務並行型の工事である。
- (12) 本工事は、「安曇野市週休2日工事実施要領」の通期の週休2日工事の対象である。

7. 本工事に関連する別途発注工事の予定

発注機関	工事名	工期	工事内容	備考

・本工事に近接・競合する工事の予定

発注機関				

~~・改修工事における工事個所の順番は図のとおり。~~

8. 安全対策関係

①交通誘導警備員

受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。

②安全施設

発注者が想定している仮設（ゲート、仮囲い等）については、仮設計画図に示したとおり。受注者は明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。（任意仮設）

なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときは設計変更の対象とする。

9. 工事用道路関係

現場への工事関係車両の入退場の路線は事前に監督員と協議をすること。

10. その他

火災保険等への加入期間は、請負契約後から契約工期末日後 14 日までとする。

特記仕様書（共通事項）

総務部 財産管理課

1. 保険等

建物（施設）引渡しまで工事受注者は、現場説明事項・施工条件明示事項に定める保険に加入しなければならない。加入期間は原則として工事着手日とし、その終期は工事しゅん工後14日以降とする。

2. 各種調査等に対する協力について

本工事について、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う下記調査等に対して、協力しなければならない。

- (1) 公共事業労務費調査等
- (2) 資材調査、建設副産物実態調査等

3. 工事検査

施工途中において総務部契約検査課職員または、発注機関の長の指定する職員による抜打ち検査を実施することがあるので、検査に協力すること。

4. 被害届等

暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。

5. 工事实績情報サービス（CORINS）の登録について

- (1) 請負金額が500万円以上（税込）の工事については、工事实績情報サービス（CORINS）の登録をすること。
- (2) 登録する場合は、「登録のために確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受け、次に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録の手続きを行うこと。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、速やかに監督員に提示すること。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

- ① 工事受注時契約締結後10日以内
- ② 登録内容の変更時変更契約締結後10日以内
- ③ 工事完成時工事完成後10日以内

6. 施工体制台帳に係る書類について

- (1) 工事受注者は、請負契約した全ての下請業者について、建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、その写しを監督員に提出すること。
- (2) 「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。
- (3) 次の業種についても請負契約に該当するため、(1)と同様とする。
 - ・ 1日で完了する請負契約、少額な作業・雑工の請負契約
 - ・ クレーン作業、コンクリートポンプ打設等の日々の単価契約で行っている場合
 - ・ クレーン等の業種オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合

7. 主任技術者及び監理技術者の専任について

主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）が専任を求められる工事である場合、監理技術者等を専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、次の期間については、専任を要しない。なお、具体的な期間については、監督員との打合せにおいて定めることとする。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、または仮設工事等が開始されるまでの期間）
- (2) 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

8. 産業廃棄物等の取扱い

- (1) 廃棄物の処理に当たっては、受注者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為）するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処法」という。）に基づき、適正に行うこと。
- (2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。
- (3) しゅん工した時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積み込み状況の写真、処分状況の写真を添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出するとともに、マニフェストA票、B2票、D票並びにE票の原本（廃棄物の種類ごとに1セット）を提示すること。

9. 再生資源利用促進計画書等

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（ラージリサイクル法）に基づき、受注者は、工事の着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成すること。

また、しゅん工後に「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出すること。

対象工事：ラージリサイクル法に規定する一定規模以上の工事

作成方法：COBRIS（建設副産物情報交換システム※）を利用すること。

※（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する建設副産物の情報交換サービス

10. 安全対策関係

- (1) 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- (2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。なお、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。
- (3) 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によ

り、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

11. 環境対策関係

- (1)現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。
- (2)夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートを選定に当たっては影響の少ないルートを選定すること。
- (3)汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等環境の回復に努めると。
- (4)熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。

12. 過積載の禁止

- (1)工事の施工計画にあたって、施工計画書に次の事項を具体的に記載するとともに、施工時においても遵守すること。

- ①積載重量制限を超過しての建設発生土の処理及び資機材（以下「資機材等」いう。）の積載重量の厳重チェックを行うこと。
- ②過積載を行っている資材等納入業者からの資機材等購入は行わないこと。
- ③過積載を防止するため、資機材等の購入にあたっては、納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ④資機材等の運搬には、さし枠装着車、物品積載装置等の不正改造した車輛及び不表示車等を使用しないこと。また、同車輛からの資機材等の引き渡しを受けないこと。
- ⑤下請業者や資機材等納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または車輛を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- ⑥飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。
- ⑦土砂等の運搬に関する事業者の選定に当たっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条の規定に基づき届け出た団体構成員の雇用に努めること。

- (2)以上の点について、下請業者についてもこれに準じ徹底すること。

13. セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について

- (1)セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について監督員に報告する。
- (2)セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。
- (3)六価クロム溶出試験は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（以下「実施要領（案）」という。）により実施し、土壤環境基準を超えないことを確認する。

14. アスベスト建材使用箇所等の事前調査

- (1) 石綿等による健康障害を防止するため、とりこわし、改修工事の解体及び撤去等作業前、図面・施工範囲目視、その他適切な方法によるアスベスト含有材料の有無について調査を行い、報告書を監督員に提出する。アスベスト含有材料が無かった場合においても書面にて報告を行う。

○報告書の記載内容

- ①アスベスト材料の種別
- ②アスベスト形状、飛散可能性の有無
- ③製造所・製品名称、製造所の公表するアスベスト含有率

なお、上記調査において、アスベスト分析調査が必要な場合は別途監督職員と協議を行う。

- (2) 監督員の指示による「石綿（アスベスト）の事前調査結果」、「建築物等の解体・改修等作業に関するお知らせ」について、公衆の見やすい場所に掲示を行う。

15. 建設業退職金制度について

- (1) 工事受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (2) 工事受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- (3) 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、工事受注者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後1ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合又は、建退共対象労働者を使用しない場合においては、あらかじめその理由を書面により申し出ること。

16. 資材の市内産優先使用及び市内企業の優先採用

- (1) 工事受注者は、本工事に使用する材料については、規格・品質等の条件を満足するものについては、市内産資材を優先使用するよう努めること。
- (2) 工事受注者は、工事用資材の調達に当たっては、極力市内の取扱い業者から購入すること。
- (3) 下請契約を締結する際には、市内企業の採用に努めること。

17. 再資源化及び再生資源等使用状況

工事受注者は、しゅん工時にコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの再資源化の状況、再生資源（再生クラッシャーラン、再生アスファルト・コンクリート、再生土砂）及び信州リサイクル製品の使用状況について、監督員へ報告すること。

18. レディーミクストコンクリート製造工場の選定について

受注者は、Ⅰ類コンクリートの製造工場を、JISマーク表示認証工場（改正工業標準化（平

成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場)で、かつ、コンクリート製造に係る指導及び品質管理を行う施工管理技術者(コンクリート主任技士等)が置かれ、良好な品質管理が行われている工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定する。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

19. 工事進捗状況報告書

監督員の指示により、毎月の工事の進捗状況を報告書にまとめて提出する。

○添付書類

- ・工事記録(工事の経過に伴う主な工事内容等の事項を記載した月報)
- ・工事打合わせ記録簿(当月分)
- ・工事写真(工事の進捗状況がわかるものを数枚)

20. 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲する。

21. 設計図CADデータについて

本工事の設計図CADデータを貸与する。貸与したCADデータは、本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。

22. 完成写真の著作権の権利等について

工事受注者は、完成写真の撮影者との契約にあたって、以下の事項を条件とすること。

①完成写真は、市が行う事務並びに市及び市が認めた公的機関の広報に、無償で使うことができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

②以下に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

イ. 完成写真を公表すること。

ロ. 完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

23. 高度技術・創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、施工に先立ち所定の様式により提出することができる。

高度技術・創意工夫・社会性等の具体的内容がある場合は、「別添様式」及び、「説明資料」を提出すること。なお、用紙サイズはA4版とする。

24. 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号第20条の2第2項に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、契約を担当する者に対して、その旨を当該事業の状況の把握のため必要な情報を合わせて通知すること。

25. 設計変更による工事費について

設計変更に伴い算出する変更請負額は、次式により算出する。

[変更請負額] = {[変更設計工事価格] × [当初請負比率]} ※1 + [消費税相当額]

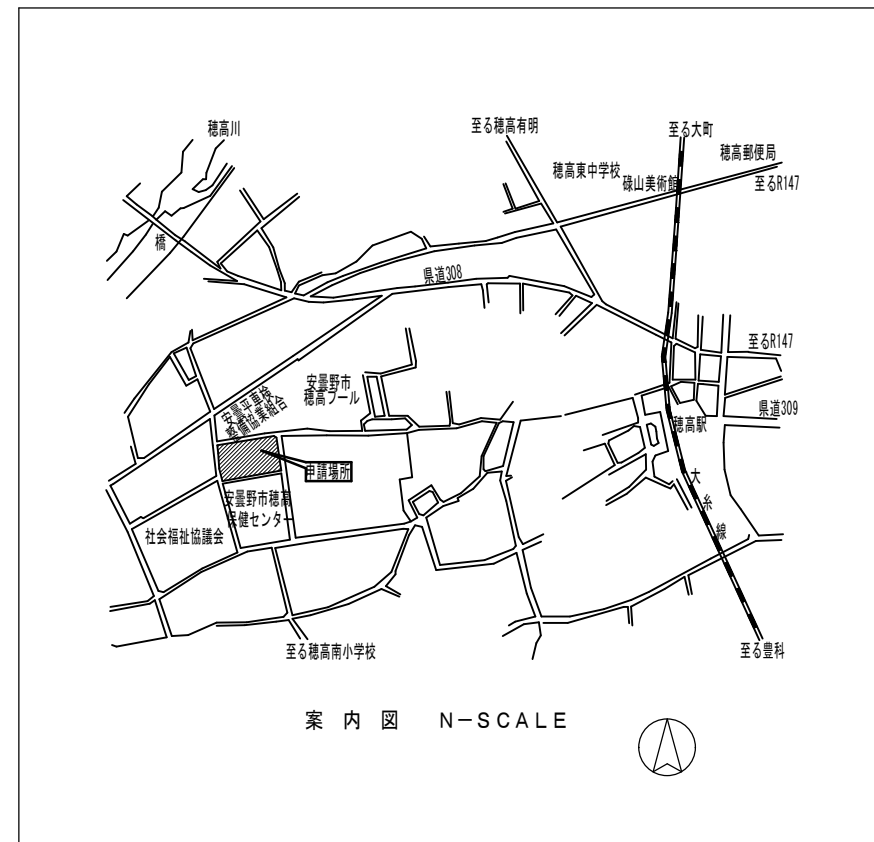
当初請負比率 : [当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額] / [当初設計額の工事価格]

※1 有効桁上位 4 桁、5 桁目以降及び一千万円未満の場合は一万円単位となるよう切り捨て

令和 8 年 4 月 1 日適用版

令和 8 年度

穂高認定こども園 照明改修事業 LED化等工事



計画地：安曇野市穂高9175

令和 8 年 7 月

安曇野市

電 気 設 備 工 事

| 工事概要

1 工事場所 安曇野市 穂高 9175

2 建物概要

建 物 名 称	構 造	階 数	延 面 積 (㎡)	消防法施行令 別表第一の区分	備 考
補高認定こども園					

3 工事種目

工 事 種 目	項 目	建 物 別 及 び 屋 外			
電 灯 設 備	照明	通	○	・	・
動 力 設 備			・	・	・
電 熱 設 備			・	・	・
雷 保 護 設 備			・	・	・
受 変 電 設 備	盤	通	○	・	・
静 止 形 電 源 設 備			・	・	・
発 電 設 備			・	・	・
構 内 情 報 通 信 網 設 備			・	・	・
構 内 交 換 設 備			・	・	・
情 報 表 示 設 備			・	・	・
映 像 ・ 音 響 設 備			・	・	・
拡 声 設 備			・	・	・
誘 導 支 援 設 備	誘導灯	通	○	・	・
テ レ ビ 共 同 受 信 設 備	防犯カメラ	通	○	・	・
監 視 カ メ ラ 設 備	防犯カメラ	通	○	・	・
駐 車 場 管 制 設 備			・	・	・
防 犯 ・ 入 退 室 管 理 設 備			・	・	・
自 動 火 災 報 知 設 備			・	・	・
自 動 閉 鎖 設 備			・	・	・
非 常 警 報 設 備			・	・	・
ガ ス 漏 れ 警 報 設 備			・	・	・
中 央 監 視 制 御 設 備			・	・	・
			・	・	・
構 内 配 電 線 路			・	・	・
構 内 通 信 線 路					・
					・
昇 降 機 設 備					・
					・

4 圖 面 目 録

[illegible]

II 工事仕様

① 共通仕様

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁倉庫の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版)」(以下、「標準仕様書」という。)、公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版)」(以下、「改修標準仕様書」という。))及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(最新版)」(以下、「標準図」という。)による。
- (2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2 特記仕様

特記仕様は別紙「特記仕様書（共通事項）」によるほか次の各項目による。

- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

項　目	特　　　記　　　事　　　項						
①機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等なものとす。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。						
②機材の品質・性能証明	使用する機材が、社団法人・公共建築協会が発行する「建築物材料・設備機材等品質評価事業設備機材等評価名簿」等によって所定の評価を受けている場合は、監督職員への機材の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。						
③化学物質を発散する 建　築　材　料　等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（１）から（５）を満たすものとする。 (1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (2)保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (3)接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含むしない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (4)塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (5)上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他 の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散しないものとは放散量が規制対象外のもので、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものいい、原則として規制対象外のものを使用するものとする。 ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 ホルムアルデヒドの放散量						
	<table border="1" style="width:100%;"> <thead> <tr> <th style="width:60%;"></th><th style="width:40%;">該　当　す　る　建　築　材　料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align:top; text-align:center;">規　制　対　象　外</td><td> ①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第４項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b 接着剤不使用 c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 </td></tr> <tr> <td style="vertical-align:top; text-align:center;">第　三　種</td><td> ①JIS及びJASの F☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第３項による国土交通大臣認定品 ③IB JISのエ〇規格品 ④旧JASのF〇〇規格品 </td></tr> </tbody> </table>		該　当　す　る　建　築　材　料	規　制　対　象　外	①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第４項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b 接着剤不使用 c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	第　三　種	①JIS及びJASの F☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第３項による国土交通大臣認定品 ③IB JISのエ〇規格品 ④旧JASのF〇〇規格品
	該　当　す　る　建　築　材　料						
規　制　対　象　外	①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第４項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b 接着剤不使用 c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用						
第　三　種	①JIS及びJASの F☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第３項による国土交通大臣認定品 ③IB JISのエ〇規格品 ④旧JASのF〇〇規格品						
④電気保安技術者	電氣事業法に定める自家用電氣工作物に係わる工事においては、電氣保安技術者を置き、電氣工作物の保安の業務を行うものとする。						
⑤電気工事士	契約電力500kW以上の電氣工作物においても、第一種電氣工事士により施工を行う。						
⑥実施工程表及び 施　工　計　画　書	(1)実施工程表、総合施工計画書は、工事着手に先立ち速やかに提出する。 (2)工程別の施工計画書は、当該工事に先立ち速やかに提出し、品質計画に係る部分は監督職員の承諾を受けること。						
⑦使用材料発注先調書	使用材料名、製造業者名、発注先等を記載した調書を作成し提出する。						
⑧養生材の処理	(1)引渡しを要するもの ・無 ・有 （ ） 横方搬出し、関係法令により適切に処理をする。 (3)特別管理産業廃棄物 ・無 ・有 （ ） (4)再利用又は再資源化を図るもの ・無 ・有 （ ・コンクリート・木材・アスファルト・金属くず・ダンボール類 ）						
9監督員事務所	○設けない ・設ける（規模： ） ・備品（ ）						
10工事用仮設施	すべて請負者の負担とする。 構内に作ることもできる ・できない						
11足場・さん橋類	・別契約の関係請負者が設置したものば、無償で使用できる。 ・本事で設置する。 ・内部分設足塔等（ ・桟台式足場 ・移動式足場 ・移動式室内足場 ） ・外部仮設足塔等（ ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ） ・防護シート（ ）						
⑫工事用力・水・その他	本工事に必要な工事用力費、水等の費用及び公害害その他の関係機関への諸手続等に要する費用は請負者の負担とする。						
13工　事　写　真	工事の着手に先立ち、撮影計画の作成を行い、監督職員へ提出すること。						
⑭しゅうじん時提出物	標準仕様書及び別表にして。						
15再び用　器	取外し再用機器は、原則として清掃及び絶縁抵抗測定を行った後取り付ける。 ただし、絶縁劣化等で使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。						
16耐震施工	設備機能の固定は、「建築物耐震設計・施工指針2005版」（国土交通部国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）」による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 (1)設計用水平地震力 機器の重量〔kg f〕に、設計用標準水平地震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用標準水平地震度は次による。						

項	目
---	---

設置場所		機器種別	特定の施設		一般の施設	
			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機	器	2.0	1.5	1.5	1.0
		防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
		水槽類（※1）	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機	器	1.5	1.0	1.0	0.6
		防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
		水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6
		機	器	1.0	0.6	0.6
地下1階	機	器	1.0	1.0	1.0	0.6
		防振支持の機器	1.5	1.0	1.0	0.6

（※1）水槽類にはオイルタンク等を含む。

◎重要機器の定義は次による。

・受変電設備 ・発電設備 ・直流電源設備 ・交流無停電電源装置

・交換機 ・自動火災報知受信機 ・中央監視装置 ・

◎上層階の定義は次による。

2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は最上2階、
10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。

(2)設計用鉛直地震力

設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

17 あと施工アンカー

(1)重要機器類は公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）8章の2節8.2.4及び10節によ

(2)上記以外の機器類は建築工事改修仕様書6章による。

（引抜き試験を ・実施する ・実施しない）

18 防火区画等の
貫通処理

電線等が、防火区画又は防火上主要な間仕切りを貫通する場合の施工状況について、
貫通箇所の両面から写真撮影し、工事写真として提出する。

19 電線・ケーブル

(1)EM-EFFは紫外線による劣化を抑止する性能を持たせ、「夕焼け」EM-EFF」と
表記されたものを使用する。

(2)EM-UTPは JIS X 5150「構内情報配線システム」に準じ、絶縁材料及びシースに
JIS規格によるEMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたもの。

20 予 備 配 管

埋込分電盤からの立上り予備配管は、予備の配管用遮断器4個以下の場合は(25)を1本
5個以上の場合は(25)を2本、天井まで立て上げる。

21 呼 び 線

長さ10m以上の入線しない配線管には、1.2mm以上のビニル被覆電線を挿入する。

22 金属製電線管の塗装

下記の露出部を塗装を行う。

・屋 外 ・屋 内（ ）

23 埋め戻し土

・管別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種

・管の下部は50mm以上砂を敷きならし、管の上端100mm以上砂を用いて締め固める

24 建設発生の処理

・場外搬出処理 ・構内の指定場所に敷き出す

25 ケーブル埋設票

(1) 地中線路には、ケーブル埋設票をもうける。 ・鉄製 ・コンクリート製

(2) 低圧地中配線にあっても地中線路設標識シートを敷設する。

(3) 配管埋設幅が750mmを超える場合は、地中線路設標識シートは2条以上敷設する。

26 ブ ル ボ ッ ク ス

(1) 露出するブルボックスの本体及びぶたの仕上げは、メラミン焼付塗装とする。

(2) 露出するブルボックスのぶたの除けは化粧シースとする。

27 フラッシュプレート

図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・金属製 ・樹脂製

28 プレートの用途表示

ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を突装しないプレートには、用途を明示
した略標をつける。

29 配 線 器 具

タンブラースイッチは大角形とする。

壁付付コンセント（2P15A）は原則として大角形とする。ただし、2口の場合は複式を
使用して良い。また(2P15A)以外はすべてケップ付とする。

30 フロアコンセント

・直付（ビス止め）型上下式（ ・銅合金製 ・アルミ製）とする

・直付（ビス止め）型垂直上下式（銅合金製）とする

31 機器への接続

本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。

32 照 度 測 定

(1) 非常用照度の照度測定は設置後速やかに、監督職員に報告する。

(2) 学校施設における室内照度測定（測定教室： 箇所、 測定集板面： 箇所）

※教室の照度は、1教室当たり机上面9か所、黒板垂直面9か所で測定する

33 盤 類

(1) 分電盤等の図面ホルダーに、単線結線図・総線抵抗測定表・接地抵抗測定表を
収納する。

(2) 端子盤には、線番表・結線表を備え付ける。

34 グリーン購入の推進

長野県グリーン購入推進方針に基づく調達項目

<資材> ・照明制御システム ・変圧器 ・（ ）

<建設機器> ・排出ガス対策型建設機器 ・低騒音型建設機器

工事区分表（平成 年版）による。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議する。

35 他工事又は他工種
との取り扱い

36 その他及び電子納品

保険等の各種措置及び電子納品については、別途「特記仕様書（共通事項）」による。
（長野県公共ホームページ「電子入札システム」に掲載される、当該入札公告の添付図書）

(別表) しゅん工事提出物 (・に○印のついたものを提出する。)

個 別 提 出 物	一 括 提 出 物
1 完成図 ・ 原図（A2 版一ケース入り） ・ 隅図（A2 2 つ折り製本 1 部） ・ マイクロフィルム— （アパーチャカード貼付 台紙は黄色） ○ C A D データ	⑤ 機器完成図 ⑥ 工事写真 ⑦ 完成写真 ⑧ 工事記録（打合せ簿、工事日誌、協議書） ⑨ 機材の試験成績書 ⑩ 施工の試験成績書 ⑪ 社内試験成績書 ⑫ 発生材処理報告書 （廃棄物処理実施書・運搬及び処理の委託契約書の写し・ manifests の写し、フロー図）
2 設計図 ・ マイクロフィルム— （アパーチャカード貼付 台紙は青色）	⑬ 納入品一覧表
3 引渡書	14 官公署手続、検査書（管理者用正本、写し）
4 納入品 ・ 予備品 ・ ハンドホールフック、ジャッキ ・ 登壇の鍵	⑮ 保全に関する資料（取扱説明書も含む）

3 ハンドホール

下表による。(梯子は各ハンドホールに設置する。蓋取外し用ジャッキを1組納入する。)
 ブロックハンドホール (寸法は内法を示す。底部とはハンドホール内側底部をいう。)

- ・コンクリート相互間などは、エポキシ系樹脂脂接着剤により接着する。
- ・ブロックの仕様は国土交通省仕様に基づるものとする。

・	ハンドホール No.ー	1、500×1、500×1、500D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1、740以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.ー	1、200×1、200×1、500D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1、700以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.ー	1、000×1、000×1、400D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1、600以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.ー	1、000×1、000×1、100D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1、300以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.ー	1、000×1、000× 900D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1、060以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.ー	900× 900×1、100D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1、260以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.ー	900× 900× 900D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1、060以上 (既製足場付)
・	ハンドホール No.ー	600× 600× 680D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	(既製足場付)
・	ハンドホール No.ー	450× 450× 680D 蓋 WPM-45B (Eマーク入)	※植栽等帯車道の通行の恐れがない場所、 収容ケーブルが少ない場所に限る

4 接 地 極

下表による。ただし、これによりがたい場合は監督員との協議による。

・	A 種 接 地	銅板 1.5 × 900 × 900 リード端子付 堀削埋設中心深さ2m	補助接地棒 (連結10φ×1,500) 2m 埋設棒 (黄銅製又はステンレス製)
・	B 種 接 地	銅板 1.5 × 600 × 600 リード端子付 堀削埋設中心深さ2m	補助接地棒 (連結10φ×1,500) 2m 埋設棒 (黄銅製又はステンレス製)
・	C 種 接 地	銅板 1.5 × 300 × 300 リード端子付 堀削埋設中心深さ1.5m	補助接地棒 (連結10φ×1,500) 埋設棒 (黄銅製又はステンレス製)
・	D 種 接 地	接地棒 (10φ×1,500)	リード端子付 打ち込み 埋設棒 (黄銅製又はステンレス製)

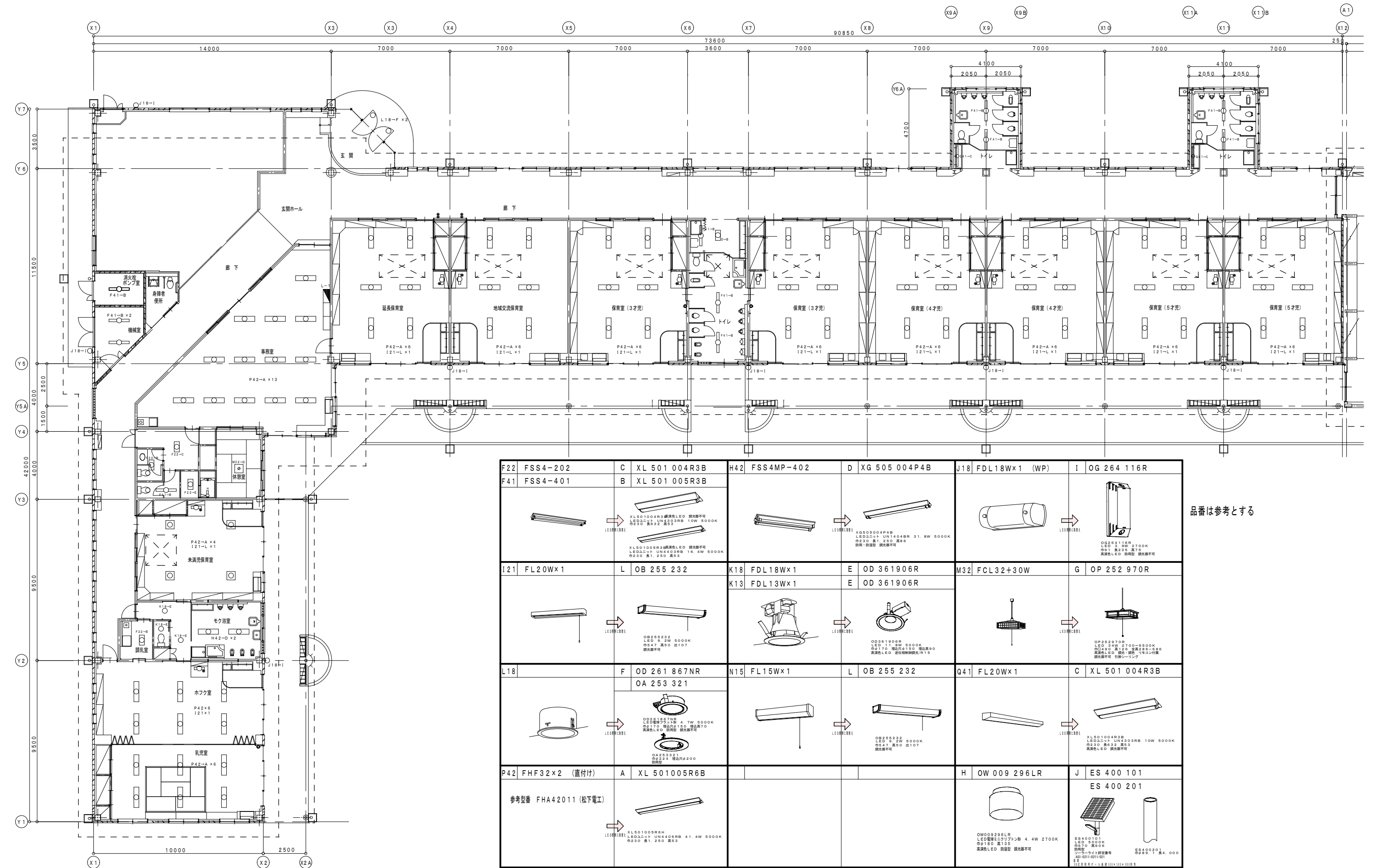
5 機器取付高

図面に特記なきものは下表を標準とする。但し下表によりがたい場合には監督員との協議による。

	名 称	測 点	取付高(mm)		名 称	測 点	取付高(mm)	
共 通	取引用計器 引込開閉器	地上～上端 床上～上端 床上～中心	2,000 1,800 1,500	時 計・ 拡 声	壁掛形時計	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)	
					子 時 計	〃	〃	(天井高)×0.9
					壁掛形スピーカ アツチネーター	〃	〃	(天井高)×0.9 1,300
電	分 電 盤	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)	表 示	示 盤	床上～中心	(天井高)×0.9	
	タンブラスイッチ	〃	1,300		壁付発信器	〃	〃	1,300
	〃 (身障者用)	〃	1,100		ペ ル	〃	〃	(天井高)×0.9
	コンセント(一般)	〃	300		ブ ザ ー	〃	〃	(天井高)×0.9
	〃 (和室)	〃	150		押 ボ タ ン	〃	〃	1,300
	〃 (便所等)	〃	500		〃 (身障者用押印)	〃	〃	900
灯	〃 (台上)	台上～中心	150	示	身障者用表示灯	〃	2,000	
	ブラケット(一般)	床上～中心	2,100		復 帰 ボ タ ン	〃	〃	1,800
	〃 (路場)	〃	2,500					
	〃 (鏡上)	鏡端～中心	150					
	避難口誘導灯	床上～下端	1,500以上					
	廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下					
動 力	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)	イン ター ホ ン	壁付インターホン	床上～中心	1,500 1,100	
	手元開閉器	〃	1,500		壁付位置ボックス (壁付インターホンを除く)	〃	〃	1,300
	操作スイッチ・ 押ボタン	〃	1,300		〃 (一般)	〃	〃	300
電				テレ ビ 共 同 受 信	機 器 収 容 箱 アウトレット	床上～中心	(天井高)×0.9	
	室内端子壁 (廊下・室内)	床上～下端	300		〃 (一般)	〃	〃	150
	中間端子壁 (EPS・電気室)	床上～中心	1,500		〃 (和室)	〃	〃	300
	集合保安電箱 壁付アウトレット	〃	(天井高)×0.9					
	ボックス(一般)	〃	300					
	〃 (和室)	〃	150					
話				火 災 報 知	受信信機	床上～操作部	800～1,500	
					受 信 機	〃	〃	800～1,500
					機 器 収 容 箱	床上～中心	〃	800～1,500
					発 信 器	〃	〃	800～1,500
					ペ ル	〃	〃	(天井高)×0.9
					消火栓表示灯	〃	〃	(天井高)×0.8

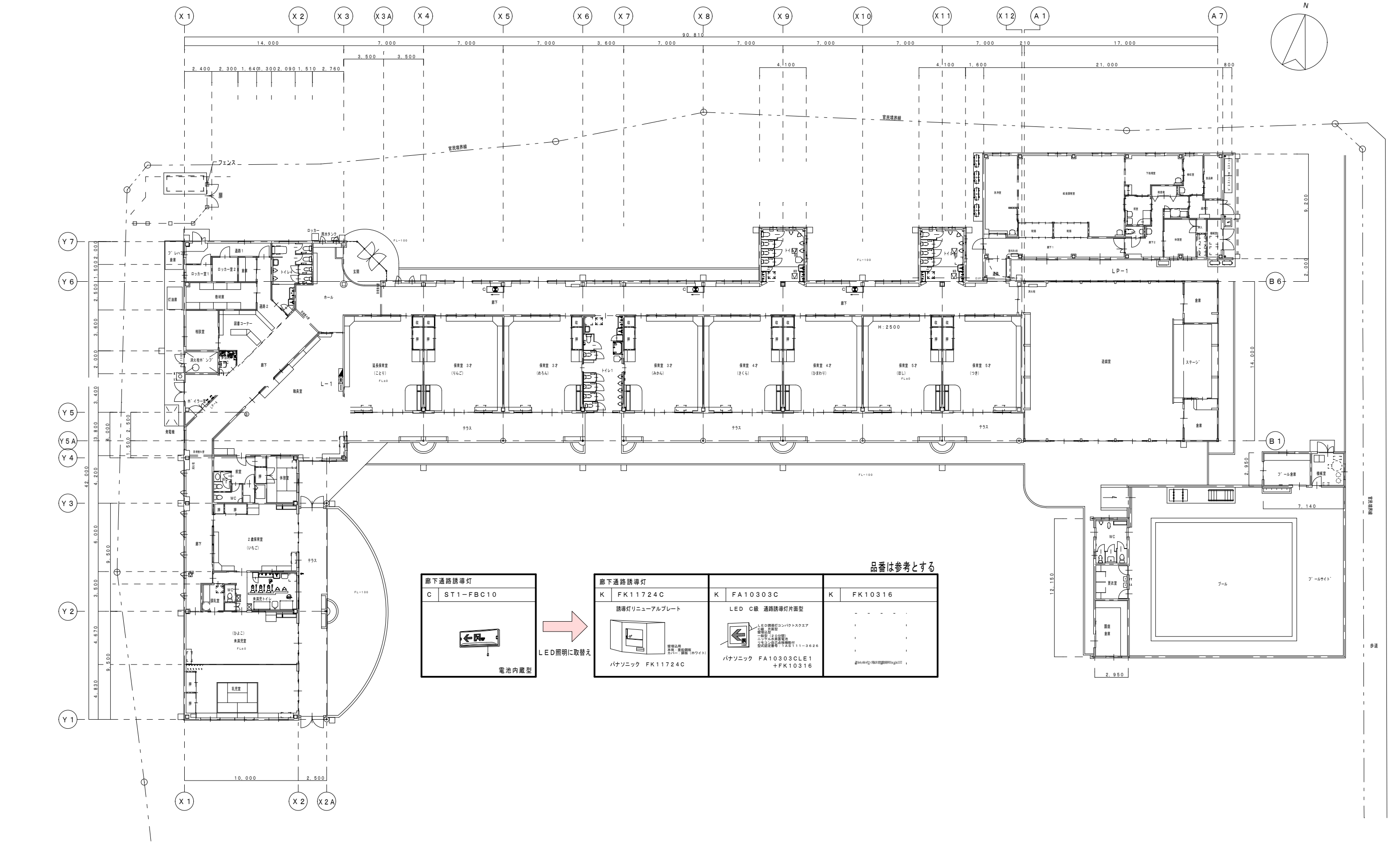
This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are approximately 20 lines visible. The paper has a slight shadow on its right side, suggesting it's resting on a surface.

			DRAW	CHECK	CONSTRUCTION NAME 令和 8 年度 穂高認定こども園 照明改修事業 LED化等工事	MAP NAME	MAP NO. E - 01
				DATE		SCALE non	

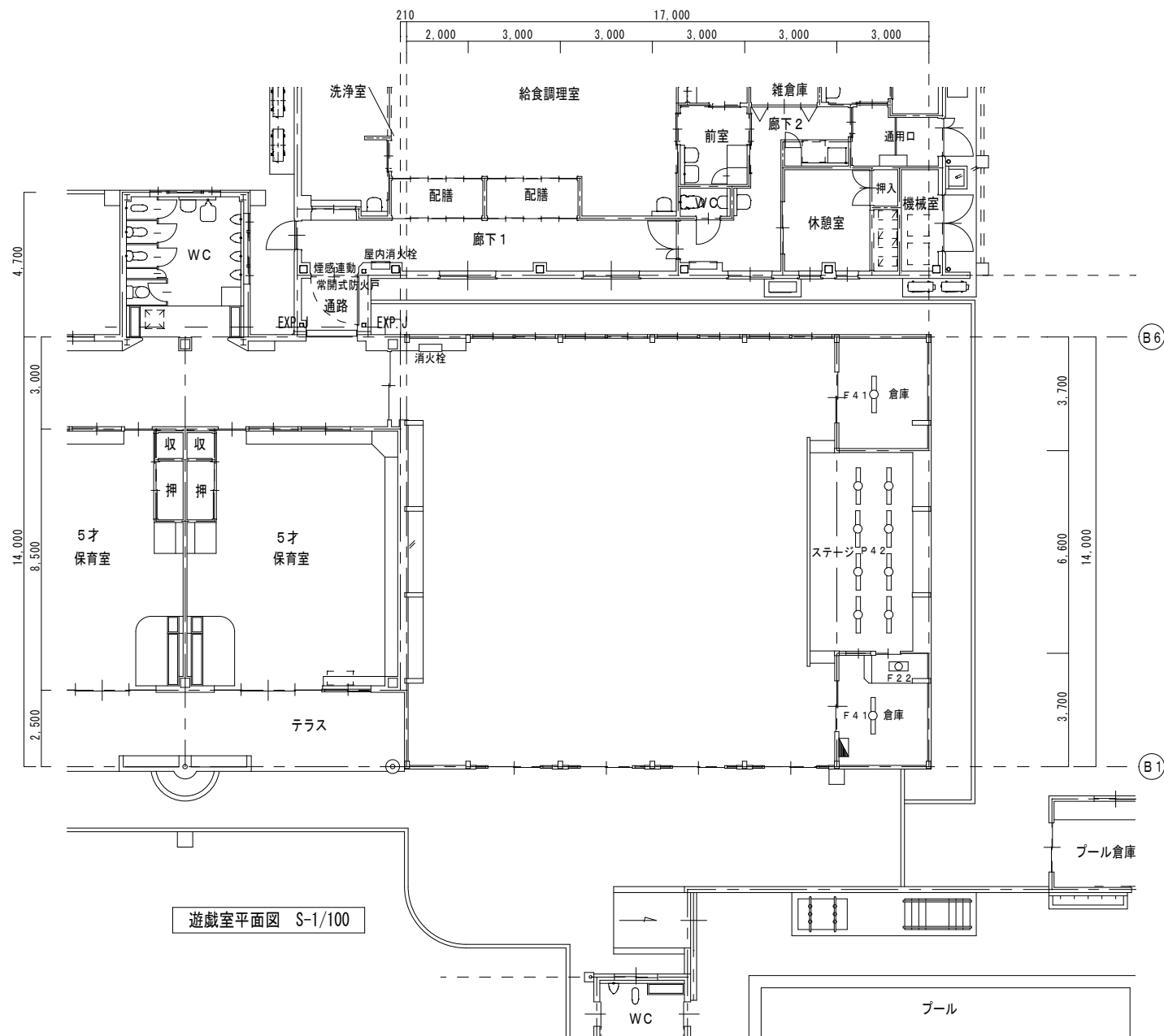


品番は参考とする

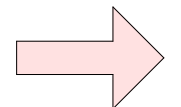
			DRAW	CHECK	CONSTRUCTION NAME	MAP NAME	MAP NO.
					令和8年度 穂高認定こども園	電灯（照明）設備図 A	E - 0 2
			DATE		照明改修事業LED化等工事	SCALE S=1/100	



			DRAW	CHECK	CONSTRUCTION NAME	MAP NAME	MAP NO.
				電 灯（ 照 明 ） L E D 化 設 備 図 B			
			DATE	令和 8 年 度 穂 高 認 定 こ ど も 園 照 明 改 修 事 業 L E D 化 等 工 事	SCALE	E - 0 3	
					S = 1 / 1 5 0		



F22	FSS4-202
F41	FSS4-401

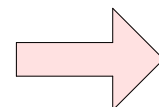


LED照明に取替え

C	XL 501 004R3B
B	XL 501 005R3B

品番は参考とする

P42	FHF32×2 (直付け)
参考型番 FHA42011 (松下電工)	

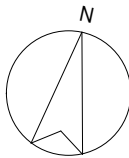
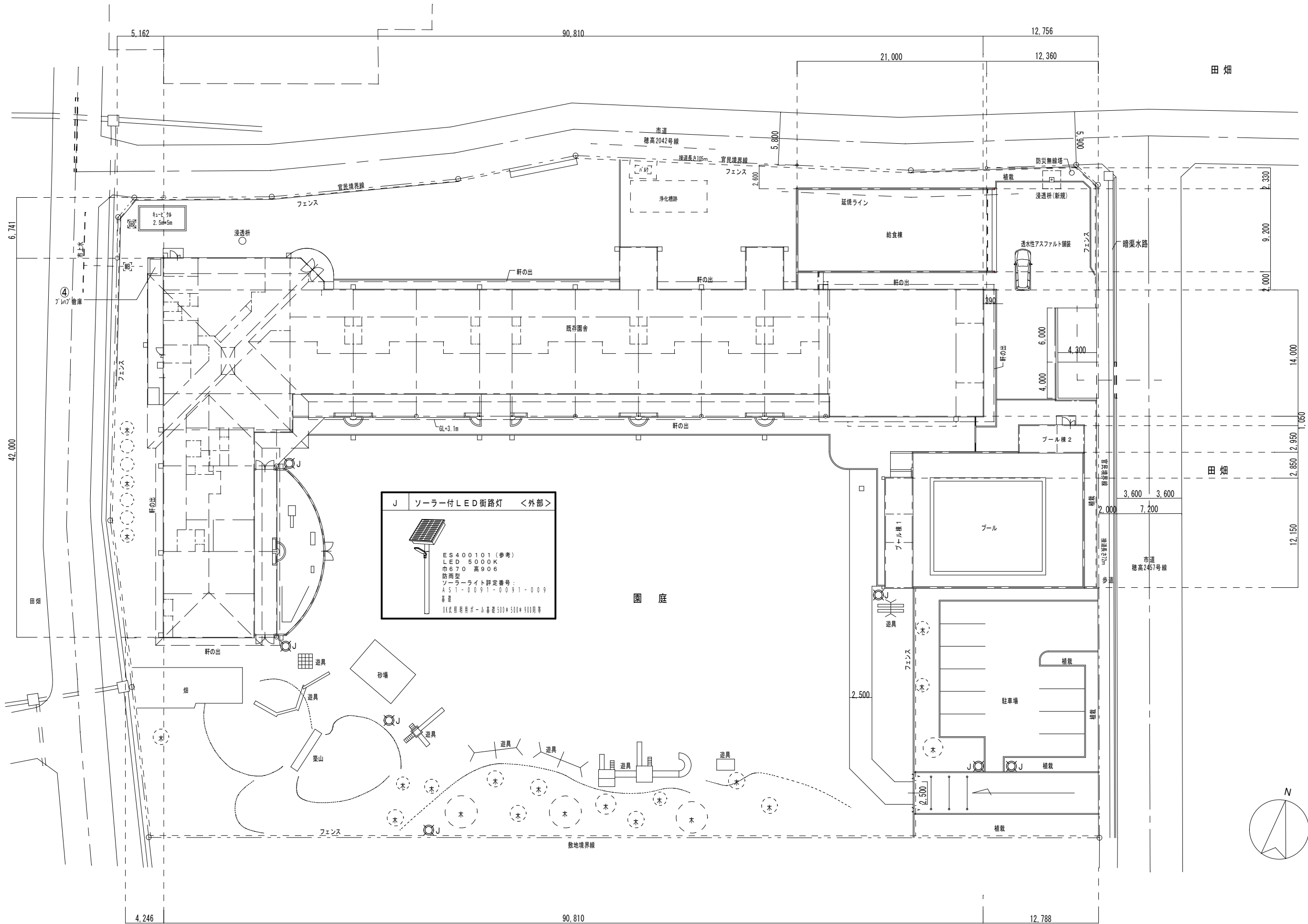


LED照明に取替え

A	XL 501 005R6B
---	---------------

XL501005R6B
LED光源 UN4406RB 41.4W 5000K
φ230 長さ 250 高さ 53

			DRAW	CHECK	CONSTRUCTION NAME 令和8年度 穂高認定こども園 照明改修事業LED化等工事	MAP NAME 電灯 照明器具 LED化設備 D 遊戯室 照明器具改修	MAP NO. E - 04
				DATE		SCALE S = 1 / 100	



			DRAW	CHECK	CONSTRUCTION NAME 令和8年度 穂高認定こども園 照明改修事業LED化等工事	MAP NAME 街路灯 設備 配置図	MAP NO. E - 0 6
			DATE	SCALE			

